

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の仮徴収のお知らせ

▼保険税(料)の特別徴収(年金からの天引き)について

国民健康保険税または後期高齢者医療保険料の特別徴収は、4月・6月・8月の年金から暫定額を納めていただく仮徴収と、10月・12月・2月の年金で納めていただく本徴収があります。

※仮徴収とは、前年度の保険税(料)を基に暫定額を徴収させていただくものです。

※本徴収とは、年間の確定した保険税(料)から仮徴収で納めていただいた額を差し引いた額を徴収させていただくものです。

▼4月に特別徴収で保険税(料)を納めていただく人について

現在、保険税(料)を特別徴収で納めている人については、2月に特別徴収により納めていただいた保険税(料)と同額を4月・6月・8月の年金から暫定的に仮徴収として納めていただきます。

※平成22年度の保険税(料)の決定通知は7月に郵送します。

※4月・6月・8月の保険税(料)の仮徴収の通知書は、

平成21年7月にすでに郵送しています。

※国民健康保険被保険者で平成22年度に75歳になる人や年金特別徴収の中止届を出された人などは普通徴収になります。

◆平成21年4月2日から平成21年10月1日までの間につきに該当する人については、4月の年金から仮徴収として保険税(料)を納めていただく場合があります。

①同じ世帯の国民健康保険の被保険者が全て65歳から74歳になった場合
②後期高齢者医療制度に加入

高齢受給者証を郵送します

国保に加入する70～74歳の医療費の自己負担割合は、平成22年4月1日から2割に変更になるところでしたが、法案の凍結により、平成23年3月末日まで1割に据え置かれます。

新しい高齢受給者証を3月中旬に郵送しますので4月1日からご使用ください。なお、3割負担の人は変更ありませんので、お手元の高齢受給者証を引き続きご使用ください。



問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線 143・FAX(43) 1125

入された場合(75歳になった人・転入などにより加入した人)

※該当の人には「特別徴収仮決定通知書」を3月下旬に郵送します。

▼特別徴収の中止について

保険税(料)の特別徴収の対象となった人でも、申請により特別徴収(年金天引き)を中止し、口座振替に変更することが出来ます。

お手続については、担当までお問い合わせください。

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線 146、197・FAX(43) 1125



市民環境講座

とき 3月20日(土)午後1時～4時

ところ 中央公民館講座室
テーマ いちばん身近な「食べもの」

申込み・問合せ 環境課 ☎(48) 0331・FAX(48) 2226

「その他プラ」の収集状況

平成18年10月から収集を開始した「その他プラ」(プラスチック製容器包装)ですが、今年度は1月までに、619tを、国が指定する機関である日本容器包装リサイクル協会に引き渡しました。

介護保険料の仮徴収のお知らせ

▼保険料の特別徴収(年金からの天引き)について

介護保険料の特別徴収は、4月・6月・8月の年金から暫定額を納めていただく仮徴収と、10月・12月・2月の年金で納めていただく本徴収があります。

※仮徴収とは、前年度の保険料を基に暫定額を徴収させていただくものです。

※本徴収とは、年間の確定した保険料から仮徴収で納めていただいた額を差し引いた額を徴収させていただくものです。

▼4月に特別徴収で保険料を納めていただく人について

◆現在、保険料を特別徴収で納めている人については、2月に特別徴収により納めていただいた保険料と同額を4月の年金から暫定的に仮徴収として納めていただきます。

※平成22年度の保険料の決定通知は7月に郵送します。

◆平成21年4月2日から平成21年10月1日までの間に、4月の年金から仮徴収として保険料を納

めていただく場合があります。

①すでに老齢(退職)年金など(年額18万円以上)を受給されていて、65歳に到達した人

②65歳到達後に、新たに老齢(退職)年金など(年額18万円以上)を受給することとなった人

③老齢(退職)年金など(年額

18万円以上)を受給されている人のうち、住所変更の届出を行った65歳以上の

※該当の人には「平成22年度特別徴収開始のお知らせ」を4月1日に郵送します。

問合せ 介護福祉課 ☎(42) 8438・FAX(40) 3008

65歳以上の方へ

楽しく自立した生活を送るために、生活状況に関する質問票(基本チェックリスト)を郵送します。

歳を重ねても、今まで以上に趣味や生活を楽しみ、いつまでも元気で楽しく暮らしていくために、今すぐ介護予防をはじめましょう!

対象 3月31日現在で65歳以上になっている人(すでに介護保険の要介護・要支援認定を受けている人は対象外)

郵送時期 3月中旬以降

返送期間 4月9日(金)までに介護福祉課へ

内容 ①生活状況に関する項目の質問に答えていただき、機能低下をチェックします。
②所定の点数以上に該当した人は必ず返送してください。
③その結果を判定し、改善の必要な人へ生活機能評価と各種健診のご案内を郵送させていただきます。
詳細は、お送りする個別通知をご覧ください。

問合せ 介護福祉課高齢福祉担当 ☎(42) 8438・FAX(40) 3008

今年度収集された「その他プラ」は、日本容器包装リサイクル協会の契約先である(株)エコスファクトリー(本庄市児玉町宮内838-4)でプラスチック原料化され、公園などのベンチ、杭などに再利用されます。

汚れている「その他プラ」は、途中で除去されていますが、きれいに出された「その他プラ」も汚してしまうので、混ぜないようにお願いします。汚れがとれないものは、燃やせるごみに出してください。

ペットボトルのキャップは、「その他プラ」の一部としてリサイクルしています。が、キャップを集め、ワクチン(世界の子どもに寄附する)という運動もあります。詳しくはエコキャップ推進協会のホームページをご覧ください。

(<http://ecocap007.com/>)
問合せ 環境課 ☎(48) 0331・FAX(48) 2226

リサイクルのためにもきれいに洗わないといけないのね。

